



熊本地検広報
キャラクター
「ヒーゴ」

HIGO Times

ヒーゴタイムズ

平成24年度 第3号



検察庁ってどんなところ? ～検察事務官の仕事～



前号までは、検察官の仕事について説明しましたが、今回は、検察官と一緒に働く検察事務官の仕事についてお話しします。

その前に・・・検察事務官になるためには、国家公務員採用試験に合格して、検察庁に採用されることが必要です。

前号の「**検察庁Q&A**」で検察庁には、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁の4種類があると説明しました。

これらの検察庁で働いている職員は、全国に約11,800人おり、検察官と検察事務官等の人員の割合は、**検察官が約2割、検察事務官等が約8割**と、圧倒的に検察事務官が多いのです。

検察事務官の仕事は、大きく分けると、**捜査・公判(裁判)部門、検務部門、事務局部門**の3つに分けられます。

今回は、**捜査・公判(裁判)部門**の仕事について説明します。

この部門で働く検察事務官には、**①検察官とペアになって一緒に仕事をする人**、**②検察官と同じような権限の仕事をする**ことを命ぜられている人、**③捜査や公判の仕事をサポートする人**がいます。

①の**検察事務官**のことを**立会(たちあい)事務官**と呼び、立会事務官は、検察官の良きパートナーとして二人三脚で捜査・公判の仕事を行っています。

例えば、**◎検察官と事件の現場を見に行く**
◎検察官の取調べに立ち会って供述調書を作成する
◎検察官が公判に提出する書類を作成するなど、検察官の行う仕事を全面的にサポートしています。

また、②の**検察事務官**のことを**検察官事務取扱検察事務官(略して「検取(けんとり)事務官」)**と呼び、検取事務官は、主に交通事故や道路交通法違反事件、窃盗や傷害事件などについて、自ら被疑者や参考人(被害者や目撃者など)の取調べを行うなどの捜査をし、検察官と同じように起訴・不起訴の処分をしたり、公判に立ち会ったりします。

さらに、③の**検察事務官**は、捜査・公判の日程や内容を把握し、例えば、被疑者が外国人の場合は通訳人の手配をしたりするほか、被害者の方に情報を提供したり、被害者の方が証人として公判に出廷する場合に付き添うなど、捜査や公判の手续がスムーズに進むようにサポートする仕事をしています。

次回は、検察事務官の仕事のうち、**検務部門、事務局部門**について紹介します。

教えて!!ヒーゴくん!! 僕が、わかりやすくおしえるよ★



今回は、裁判員裁判の特徴について説明します。分かりやすいように、裁判員裁判と一般の刑事裁判の違いを見ていきましょう。

裁判員裁判

一般の刑事裁判

①誰が裁判をするの?



国民から選ばれた**裁判員**と**裁判官**

裁判官のみ

②どんな事件が対象?



殺人、強盗が人を死なせたり怪我をさせる強盗致死傷、人の居住などに放火する現住建造物等放火などの**重大な事件が対象**

窃盗や暴行、傷害、詐欺、交通事故など**裁判員裁判対象事件以外**の事件

③判決内容については?

裁判員が裁判官と一緒に議論(評議)して、**決定(評決)**します。評決は**多数決**で行われます。

当然ながら裁判官が決めます。



検察庁職員からのメッセージ

～次世代を担う少年たちへ～



皆さん、こんにちは。
私は、平成14年4月、熊本地方検察庁に検察事務官として採用され、現在、立会事務官として働いています。

私は、国家公務員Ⅲ種採用試験に合格し、熊本地方検察庁を官庁訪問した際、

検察官と話をすることがありました。

その検察官の方は、検察官の仕事などについて分かりやすく教えてください、私は、ドラマでしか知らなかった検察官や検察事務官を身近に感じ、検察庁の仕事について興味を持ったことから、検察庁の採用試験を受けることにしました。

私は、採用後、総務課等の事務局部門の仕事が長かったのですが、私と同じ時期に採用された事務官が立会事務官として頑張っている姿を見ているうちに、私も同じように、検察官の仕事をサポートし、捜査に携わりたいと思うようになり、立会事務官を希望しました。

立会事務官の仕事には、検察官の取調べに立ち会って供述調書を作成する仕事があります。

犯罪を起こしたと疑われている人(法律上は、「被疑者」といいます。)だけでなく、被害者の方からも事件当時の話を聞くのですが、中には、恐怖心などから、事件当時のことを忘れることができず、時間が経っても被害に遭う前の普通の生活に戻れずに苦しんでいる方もたくさんいらっしゃいます。

さらに、被害者の方の多くは、裁判の手続きや流れについて知らないため、裁判に対する不安等も抱えておられます。

私は、立会事務官として、このような被害者の方たちの不安等を少しでも取り除けるよう支えていければと思っています。

皆さんは、検察庁というと被疑者を厳しく取り調べるところであり、堅くて近寄りづらいイメージがあるかもしれませんが、実際は、被害者の方たちのために、そして、犯罪を起こした人が二度と同じような犯罪を繰り返さないために仕事をしているところです。

私には、小学生の娘がいますので、子育てと仕事の両立は大変ですが、職場の雰囲気も明るく、皆で協力し合って仕事をしているので、家族の協力はもちろんのこと、職場の方たちにも支えられて、日々、頑張っています。

このメッセージにより少しでも皆さんに検察庁のことを知っていただき、検察庁に興味を持っていただけたら幸いです。



検察庁Q & A

～裁判員に選ばれるまで～



中学生のみなさんにとっては将来必要な情報になるかもしれませんが、もし、今後、あなたの家族や知り合いの方で、突然裁判所から裁判員に関する通知が届いて慌てている人がいたら、次の手順で裁判員に選ばれることを教えてあげてくださいね！

毎年11月ころまでに

- ① 裁判員候補者名簿の作成
- ② 候補者への通知と調査票の送付

裁判員裁判対象事件が起訴されたら

- ③ 事件ごとに名簿の中からくじで選定

原則、裁判の6週間前までに

- ④ 選任手続期日のお知らせ(呼出状)と質問票の送付

裁判員選任手続当日

- ⑤ 裁判所で選任手続
- ⑥ 6名の裁判員の決定

選挙権のある人の中から、**翌年の裁判員候補者となる人**をくじで選び、裁判所が候補者名簿を作成します。(平成23年には、熊本県内で約364人に1人が裁判員候補者名簿に登録されました。)

くじで選ばれた人に、**裁判員候補者名簿に登録されたことを通知して、調査票の提出を依頼**します。

※ 提出された調査票の記載から、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、その後裁判所に呼び出されることはありません。(例：70歳以上の人、学生など)

①の候補者名簿の中からくじで**その事件の裁判員候補者**を選びます。

くじで選ばれた候補者に**呼出状と質問票**が送付され、呼出状には、**裁判員を務めてもらう予定の期間**が記載されています。

質問票の回答で、辞退が認められる場合には、裁判所からの呼出が取り消されます。(例：重い病気や怪我、妊娠中の人など)

いよいよ裁判所に来ていただきます。(熊本では、午前中に選任手続をし、その日の午後から裁判員裁判が始まるのがほとんどです。)
裁判長が、候補者の方に辞退希望の有無や理由などの質問をします。
この段階で、裁判員にできない人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。(検察官や弁護士は裁判員に選任しない人を指名することができます。)

最終的にはくじも交えて**裁判員6名を決定**します。

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっといろんなことを知りたい、また、検察官の仕事である取調べ(模擬)や模擬裁判を体験してみたいという方がおられましたら、気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目12番11号

熊本地方検察庁企画調査課(広報担当)

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097



ホームページアドレス

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくはこちらから→

熊本地方検察庁

検索